

国・地方連携会議ネットワークを 活用した男女共同参画推進事業



報告： 特定非営利活動法人 日本BPW連合会

議員名：松原 敏美

発表者：平松 昌子

【開催趣旨・目的】

- 日本における女性の経済活動を世界的水準に引き上げるために、女性に対する優遇措置「ポジティブ・アクション」の実施は不可欠である。
- そのために、ポジティブ・アクションについての普及は喫緊の課題である。
- ポジティブアクションについて①「正しい意義と情報」を提供し、②「実施による成果」への理解を求めることが今回の企画の目的である。

『ポジティブ・アクションを理解し 行動するため』

【日時】平成 24 年 11月 25 日(日)午後

【場所】山梨県甲府市 甲府商工会議所

【参加者数】55名

【プログラム】

第1部 基調講演:『ポジティブ・アクションの意義

—男女共同参画推進を加速するために—』

辻村みよ子氏/東北大学大学院教授

女性への優遇措置の意義と、この措置が憲法の男女平等という理念に反するものではないという憲法学的見解を、諸外国の判例も含めて、わかりやすく説明。



第2部 パネルディスカッション:『女性がトップになったら』

• トップの地位に着いた3人の女性が、トップとして何ができるか、何が変わるかを語ると共に、女性の活動に関する世界の動きや、データを紹介し、ポジティブ・アクションへの取り組みについて議論した。

パネリスト

平田美穂氏/中小企業家同友会全国協議会事務局長

羽田 真澄氏/山梨中央銀行東支店支店長

青島 みどり氏/山梨県立宝石美術専門学校校長

三上明輝氏/内閣府男女共同参画局調査課長

アドバイザー 辻村みよ子氏 /東北大学大学院教授

コーディネーター 名取はにわ氏/元内閣府男女共同参画局長

【参加者からの主な意見】

- ・女性がトップに就くためには、思いきったポジティブ・アクションが必要。
- ・選挙制度に関連して、比例代表名簿を男女交互にする必要がある。それには、韓国の例をあげて日本の政治家たちに改革の必要性を説くのが効率的
- ・女性がキャリアを積めるよう、結婚や出産をためらったり、退職を余儀なくされることのない社会であってほしい。(育児サポート・長時間労働の改善、性的役割分担意識の変化など)
- ・基調講演で、
 - 1) 日本での女性の社会的な地位を示す数字が極めて低いという現状であること
 - 2) 女性の地位を高め、世界の水準にするには積極的な優遇措置＝ポジティブ・アクション＝が必要があること
 - 3) ポジティブ・アクションが憲法に違反するとの指摘は、当てはまらないこと等、多くの事例を挙げての説明で、改めてすっきり理解しました。

【シンポジウム等を通して得た成果(効果)】

①総括

★男女共同参画社会の実現に向けて、第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれたポジティブ・アクションを推進するためには、市民社会に於ける理解が不可欠であるとの想定で、一般を対象としたシンポジウムの開催となった。

★「ポジティブ・アクション」という一般には取っつきにくいシンポジウムであったが、解説者として今もっとも注目されている専門家辻村教授の簡潔にして内容の深い講演と、テーマに相応しい3人の女性パネリストの発言は、ポジティブ・アクションの現実的可能性を提示した。さらに男女共同参画局調査課長による具体的データの説明は、問題の理解を深めさせた。

★パネルディスカッションに於ける辻村教授のアドバイスも的確で、議論を深め、「ポジティブ・アクションを理解し行動に移す」という目的は達成されたと思う。

【シンポジウム等を通して得た成果(効果)】

②共有したいこと

・男女共同参画社会を形成する上で、ポジティブ・アクションは当然かつ必要な制度であり、諸外国でも様々な方策(P11資料参照)がとられ、効果が上がっていることを共有してほしい。

・「ポジティブ・アクション」の目標は、各分野で指導的役割を担う女性が増えること、後輩の女性達にもその役割へのイメージを提供すること、女性の登用への体制づくりを進めることである。それにより、少子高齢化が進む日本は活性化し、男性も仕事と生活の調和・WLBを享受できることも同時に普及させる要素である。

・「ポジティブ・アクション」の意義と実態が正しく理解され、クォータ制をはじめ様々なポジティブ・アクションが実施され、女性が社会の全ての指導的分野で半数を占めることになれば、日本の社会はもっと活性化し、世界へ貢献できることを展望して欲しい。

【シンポジウム等を通して得た成果(効果)】

③今回明らかにになった視点

「ポジティブ・アクションが進んだときには、日本でどんな風景が見えるのだろうか？」というゴールの姿も可視化することが必要であるとの視点から、シンポジウムでは、参加者に対し：

「女性がトップになったら？」アンケート方式で質問した。

その結果、肯定的な将来像を描く回答が多かった。

「ポジティブアクション」への理解を求めるところに視線がいて、その先に何が見えるかの具体像を提示できなかった。

また、参加者に対して、こうした形で、意見を聞いたことはなかったが、今回実施してみて、参加者に考えてもらうきっかけになったのではないかと思う。

【今後の課題】

①団体内での今後の取り組み

- ポジティブ・アクション(クオータ制を含む)についてのより深い理解と、周囲への啓蒙活動の促進。
- 各国のポジティブ・アクションの取り組みとその成果についての情報を集めて、会員間で共有できるように意見を交換する機会を増やすと共に、活動の参考とする。

②提言

・具体的事例・効果等の可視化と情報交換の機会の設定

アンケートを見る限り、参加者は女性がトップになることに期待感を示していた。もし女性がトップになったら、どんなことが起きるのか、そんなことも可視化しておく必要があると思う。

・ポジティブ・アクションについては、各国が取り組んでいるので、統計的な

数値の他に、具体的な効果についてNGOの間で意見を交わす機会を設定するなどへの支援を期待したい。

③反省

- 内容の濃い講演・パネルディスカッションだったが、参加者が少なく、『非常にもったいない』結果となってしまった。
- チラシは山梨県経営者協会、山梨県内の女性団体、山梨県内及び関東・中部の男女共同参画センター等に配布したにもかかわらず、アンケートに「山梨で行われるせつかくの大きなシンポジウムでしたが、チラシ等の配布が無くメールマガジンでしか情報入手できなかった、各市町村の男女共同参画に取り組んでいる団体へも告知すればよかったのでは(20代公務員)」との意見があった。チラシの配布時期、配布後のフォロー不足などに問題があったかもしれない。
- 告知方法＝今回はある程度の基礎知識があり、関心のある方を前提の内容だったが、ターゲットに合わせた告知方法の検討が不十分だった。
- 参加者の掘り起こし＝宝石学校の学生さんや、銀行関係の男性、商工会議所関係者など、関わりのある人を掘り起こし、個人的なルートを積極的に声を掛ける必要性を痛感した。
- 男性の参加＝女性がトップになることは、男性にとっても関心事であり、例え保守的な立場の男性であっても、発言を求める時代が来ているのではないかとも考えさせられた。

資料

● ポジティブ・アクションの用法

- 国連の用法:「暫定的特別措置」(Temporary Special Measures : TSM)
- * 女性差別撤廃条約4条1「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。」
- * 「女子差別撤廃条約第4条1項の暫定的特別措置に関する一般的勧告25号」
- (2004年1月) * 締約国が、男女の事実上の平等・実質的平等促進を目的とする一時的・暫定的な特別措置をとることを勧告。
- アメリカ:2003年以降のAA (Affirmative Action アフーマティブ・アクション)
連邦最高裁2003年6月23日Grutter判決 オコナー法廷意見
*入学者選抜時のマイノリティ優遇措置の合憲性(人種的に多様である学生構成は、学習効果の向上という効果をもたらす等)→将来に向かって現在の不均衡を是正、多様性確保・社会的効用増加 「積極的格差是正処置」